

## 第1回税制調査会議事録

日 時：平成25年6月24日（月）18時05分～

場 所：内閣総理大臣官邸大ホール

### ○松元内閣府事務次官

それでは、第1回税制調査会を開催させていただきます。

私、内閣府事務次官の松元です。会長が互選されるまでの間、私が議事進行をさせていただきます。

それでは、ただいまから開会します。総理は後ほど到着されます。

このたび、お手元にお配りしてあります名簿のとおり、20名の方々を税制調査会の委員として、19名の方々を特別委員として発令させていただいています。

なお、辞令はお手元に配付させていただいております。

また、本日は、会長を互選した後に総理が入られますが、総理挨拶を含め、一部の議事につきましてマスコミに公開させていただきますので、あらかじめ御了承いただきたいと存じます。

それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、税制調査会令第4条の規定によりまして、会長は委員の互選により選任されることとなっています。

会長につきまして、どなたか御推薦いただけますでしょうか。

田近委員、お願いいたします。

### ○田近委員

税制及び税法の造詣の深さを考えますと、中里実委員に会長を務めていただくことが最適と思います。

### ○松元内閣府事務次官

他にございますか。

吉川委員、どうぞ。

### ○吉川（洋）委員

私も、田近委員と同じく、国際課税等に大変詳しい中里委員が会長に適任と考えます。

### ○松元内閣府事務次官

ただいま中里委員を会長に推薦する旨の御意見がございましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

### ○松元内閣府事務次官

御異議がないようです。

それでは、皆様の互選によりまして、中里委員に会長に御就任いただくことに決定

しました。

それでは、中里委員には会長の席にお移りいただきますよう、お願いいたします。

(中里委員、会長席へ移動)

#### ○松元内閣府事務次官

税制調査会令第4条の規定によりますと、会長代理は会長があらかじめ指名することとされています。中里会長から会長代理の御指名をお願いいたします。

#### ○中里会長

それでは、神野委員に会長代理をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### ○松元内閣府事務次官

ただいま中里会長から神野委員が会長代理に指名されました。

それでは、私の議事進行はここまでとさせていただきます、これから後は会長の主宰によって議事をお進めいただくこととさせていただきます。ただ、総理が到着されるまでの間、着席のままお待ちいただければと存じます。また、ここでマスコミが入ることになっております。

(報道関係者入室)

(安倍内閣総理大臣入室)

#### ○松元内閣府事務次官

それでは、中里会長、よろしくお願いいたします。

#### ○中里会長

ただいま選任いただきました中里です。

私の専門は租税法で、政府税制調査会には平成3年に初めて参加しました。皆様の幅広い知見をお借りしながら、中長期的な税制の議論を進めていきたいと思っておりますので、どうかくれぐれもよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事を進めさせていただきます。

まず、安倍総理から御挨拶を頂戴したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○安倍内閣総理大臣

第1回政府税制調査会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日までご出席いただきました皆様には、政府税制調査会の委員への御就任を快くお引き受けをいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

税制については、グローバル化・少子高齢化の進展等の経済社会構造の変化に対応して、各税目が果たすべき役割を見据えながら、そのあり方を検討することが求められております。

その際には、「公平・中立・簡素」の三原則の下、民需主導の持続的成長と財政健全化を両立させながら、強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活を実現すること

を目的として、中長期的視点から、検討を行うことが必要であります。

以上の基本的な考え方の下、あるべき税制のあり方について審議を求めることを諮問させていただきます。

具体的には、当面は、執行面から見た課題を中心とした公正・公平な課税の実現といったテーマについて、御審議をお願いしたいと思います。

また、先週出席したG8首脳サミットでは、多国籍企業による国際的な租税回避への対応策が主要議題のひとつとして取り上げられました。こうした課題についても、委員の皆様で御検討の上、議論を整理していただきたいと思っております。

更に、現在、政府においては、大胆な金融政策、機動的な財政政策とともに、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」を一体的に推進し、長引くデフレを脱却し、日本経済の再生に全力を挙げているところであります。成長なくして、財政再建なし、であります。先般、この3本目の矢である成長戦略を閣議決定いたしました。成長戦略の具体的な税制措置については、与党の税制調査会において議論が行われることとなりますが、政府税制調査会におかれましても、中長期的な視点に立って、幅広い観点から御議論をいただければ幸いです。

最後に、この政府税制調査会は、昭和21年に設置されて以来、時代の要請を踏まえながら、先々の課題を見据えて、専門的見地から税制の議論をリードしていただきました。中里会長をはじめ、委員の皆様にご充実した御審議を切にお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### ○中里会長

それでは、続きまして、安倍総理より、当会議に諮問をいただきたいと思っております。

(安倍内閣総理大臣から中里会長へ諮問文手交)

#### ○中里会長

ありがとうございました。

それでは、申し訳ありませんが、マスコミの皆様は御退室をお願いします。

(報道関係者退室)

#### ○中里会長

それでは、議事を再開いたします。

最初に委員の皆様を座席順に御紹介させていただきます。時間の関係でお名前だけを申し上げますので、起立して御挨拶をお願いいたします。

まず、赤井伸郎特別委員です。

秋池玲子特別委員です。

井伊雅子委員です。

石井隆一特別委員です。

伊藤元重委員です。

上西左大信特別委員です。  
梅澤高明特別委員です。  
大田弘子委員です。  
大竹文雄特別委員です。  
岡村幸四郎特別委員です。  
岡村忠生委員です。  
翁百合委員です。  
小幡純子特別委員です。  
佐々木則夫特別委員です。  
佐藤主光委員です。  
神野直彦委員です。  
諏訪貴子特別委員です。  
高田創委員です。  
武田美保委員です。  
田近栄治委員です。  
田中常雅特別委員です。  
土居丈朗委員です。  
富山和彦特別委員です。  
中静敬一郎委員です。  
新浪剛史特別委員です。  
野坂雅一委員です。  
林正義特別委員です。  
平田保雄委員です。  
増田寛也委員です。  
宮崎緑委員です。  
諸富徹特別委員です。  
山田淳一郎特別委員です。  
吉川洋委員です。  
吉川萬里子特別委員です。  
ありがとうございました。

3年間、皆様、どうぞよろしく願います。

なお、他の公務の日程の都合上、ここで安倍総理大臣は退席されます。お忙しいところ本当にどうもありがとうございました。

#### ○安倍内閣総理大臣

どうぞよろしく願います。

(安倍内閣総理大臣退室)

## ○中里会長

なお、本日、残念ながら加藤淳子特別委員、古賀伸明特別委員、沼尾波子委員、増井良啓委員におかれましては、御都合により欠席されています。

それでは、議事に戻ります。

今回新たに税制調査会を立ち上げることとなりました関係で、まずは、税制調査会の会議の運営方法について決めなければなりません。

この点、事務局に議事規則（案）を作成いただきましたので、簡単に御説明いただければと思います。

よろしく願いいたします。

## ○松元内閣府事務次官

それでは、御説明させていただきます。

右肩に資料3と書いてありますもの、資料4と書いてありますもの、この2つの資料で御説明いたします。

まず、資料3を御覧いただきたいと存じます。

税制調査会に関する政令の規定です。

内閣府本府組織令には、税制調査会の設置の根拠が、税制調査会令には税制調査会の組織や議事に関する必要な事項がそれぞれ規定されています。

次に、税制調査会議事規則（案）です。

税制調査会令第10条の規定で、税制調査会の運営に関し必要な事項は、会長が調査会に諮って決めることとされていますが、今回は初回であるため、事務局におきまして過去の税制調査会の会議の運営状況等を参考にしつつ、次の資料4になりますが、税制調査会議事規則（案）を作成しています。

まず、第1条ですが、会議の開催については、その日時、場所等が決まりましたら、あらかじめ皆様にお知らせすることとしています。

次に、第2条と第3条ですが、会長が議事進行を行い、発言する方は、議事進行を行う会長に指名されてから発言するというようにしています。

第4条では、代理出席及び議決の委任を禁止することとしています。

次に、第5条でございます。会議の公開についての規定です。会議は、会議資料及び議事録を含め、原則公開することとしています。ただし、公開することで公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき等は、会議、会議資料、議事録を非公開とすることができることとしています。例えば答申の取りまとめに向けた表現の調整を議論する会議については、これを公開しますと皆様が忌憚のない御意見を出しにくくなってしまおうといったことが考えられます。また、調整中の文言が広く一般に知れ渡ると、市場経済に影響を与えることも考えられます。そのような場合、会議を非公開とするという判断もあろうかと存じます。

なお、具体的な会議の公開の方法としては、過去の税制調査会では、マスコミによ

る傍聴とインターネット上での中継を行っていました。

次のページ、第8条です。第8条は、小委員会の設置について規定しています。調査審議すべき事項について、議案の整理、細目の調査審議などの必要があるときに小委員会を設置することとしています。

簡単ですが、私からの説明は以上です。

### ○中里会長

松元次官、どうもありがとうございます。

それでは、会議の公開に関して少し考えを述べさせていただきたいと思います。

御承知のとおり、税制は国民生活に直結いたしますし、より多くの国民の皆様に関心を持っていただくべき、極めて大切なテーマだと思います。税制調査会では、平成13年以来、記者の方々による傍聴に加え、インターネット中継を実施してきました。ですから、これを今後も引き続き行ってはどうかと考えています。

また、議事録ですが、従前どおり、発言者名入りの議事録を作成し、皆様に内容を御確認いただいた後に公表したいと思います。

それでは、インターネット中継の点も含めて、先ほど御説明いただいた議事規則(案)について、どなたか御意見等がありますか。

よろしいですか。

それでは、特に御意見はないようですので、議事規則(案)については、案どおりで決定したいと思います。

ありがとうございます。

なお、本日は議事規則がまだ決定されていなかったもので、会議を一部非公開といたしました。特に差し支えはないと思いますので、本日の会議資料及び議事録はホームページに公表したいと思います。

それでは、本日の会議をこの辺で終了させていただきますが、最後に今後の審議の進め方についてです。何をこれからやっていくかということですが、先ほど総理から諮問に加えて執行面から見た課題を中心とした公正・公平な課税の実現といったテーマやG8首脳サミットで取り上げられた多国籍企業による国際的な租税回避について審議をお願いしたいとの御発言がありました。これを踏まえ、例えば国際的な課税問題や、あるいは社会保障・税番号制度を活用して納税者利便の向上や公正な課税の実現をいかに図るかといったものもテーマになるのではないかと考えています。

また、成長戦略の具体的な税制措置については、与党の税制調査会において議論が行われるとのことでしたので、その様子を見ながら政府税制調査会での対応を考えることになるのではないかと思います。

以上のような点を踏まえますと、当面の審議の進め方について、まず、少しお時間を頂戴して、私の方で整理し、改めて皆様にお示ししたいと思います。

なお、次回の会議日程については、決まりましたらできるだけ早く御連絡いたしま

す。

また、本日の会議の内容は、この後、会長記者会見で御紹介したいと思います。

これから3年間、委員の皆様本当にいろいろと助けていただきながら調査会の審議を進めていきたいと思っておりますので、どうかくれぐれもよろしく御指導をお願い申し上げます。

本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。